

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化
15年度重点施策	研修会及び意見交換会の実施 外国FIU及び国際機関との連携強化
参考指標	各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況 外国FIUとの協議及び国際会議等への参画状況

2．政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関等が犯罪に利用されないこと
重点目標	金融機関等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されないこと

3．政策の内容

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪で得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかける行為です。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われたりする等のおそれがあるため、当該行為を防止する必要があります。マネー・ローンダリング対策の一つとして、金融機関等に対し犯罪収益やマネー・ローンダリングに関係すると疑われる取引の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」があります。我が国においても、金融機関等から金融庁に届出が行われ、これらの情報に対し、分析等を行い、刑事事件の捜査等に資すると判断した場合、捜査機関等に情報を提供しています。また、一方で、国際協調も不可欠であることから、国際的な取り組みが必要であると考えられています。

このように、金融庁では、疑わしい取引の届出の実効性を確保するために、金融機関等及び法執行当局との意見交換を行なうとともに、外国機関との連携等を行なうことにより、マネー・ローンダリング対策等の強化に努めることとしました。

4．現状分析及び外部要因

我が国では、平成4年に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正取引を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」により金融機関等に薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出を義務付けましたが、平成12年2月に

は「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(組織的犯罪処罰法)が施行され、疑わしい取引の届出の対象が従来の薬物犯罪収益に係る取引から 200 を超える重大犯罪の収益に係る取引にまで拡大されました。

マネー・ローンダリングに関する情報の分析等及び捜査機関等への提供を行う政府機関は、国際的には F I U (Financial Intelligence Unit) と呼ばれていますが、組織的犯罪処罰法施行に伴い、日本版 F I U として金融庁に特定金融情報室が設置されました。

13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件後、G 7 財務大臣・中央銀行総裁会議は、「テロ資金供与に対し闘うための G 7 行動計画」を発表し(同年 10 月 6 日)、それを受け、F A T F (金融活動作業部会)は、同月 31 日、テロ資金供与に関する特別勧告(テロ資金供与防止条約の批准、テロリストの資産凍結、テロリズムに関係する疑わしい取引の当局への届出等)を発出しました。

これらに対処するために国内措置として、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が成立し、同法の施行(14 年 7 月 2 日)にともない、組織的犯罪処罰法の一部が改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象となり、また、同年 4 月には、金融庁が立法に向けた作業を行っていた「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が成立(15 年 1 月 6 日施行)し、金融機関等による顧客の本人確認及び本人確認記録・取引記録の保存が義務化されました。

また、金融機関等が疑わしい取引か否かを判断する際の参考事例を改訂・公表し、さらに、説明会等を行うなど啓蒙活動を行ったところ、組織的犯罪処罰法施行後、届出件数は大幅に増加し、年間(各年 1 月から 12 月まで)の届出件数は、平成 10 年まで年間 10 件程度であったが、12 年には 7,242 件、13 年には 12,372 件、14 年には 18,768 件、15 年には 43,768 件に達し、15 年中の総届出件数の 68.7% に当たる 30,090 件の届出に係る情報が、捜査機関等において犯罪捜査等に資すると認められ、活用されています。

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策における国際協調を推進するため、F A T F (金融活動作業部会)などの政府間機関の国際会議に積極的に参加しています。

そして、組織的犯罪処罰法の施行により、金融庁と外国 F I U との間で疑わしい取引に関する情報交換が可能となり、さらには、外国 F I U との間でのテロ資金に係る情報交換が極めて重要であることから、疑わしい取引に関する情報の交換を円滑に行うための枠組みについて、主要国の F I U との間で協議を行っています。

5 . 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

金融機関等向け「疑わしい取引の届出」研修会及び意見交換会の実施

平成 15 年 9 月から 16 年 1 月にかけて、国内各地において、対象となる金融機関等の範囲をそれまでの銀行、信用金庫、信用組合及び証券会社から新たに労働金庫等にまで拡大して「疑わしい取引の届出」研修会及び意見交換会を実施しました。

法執行当局との意見交換会の実施状況

捜査機関等の法執行当局に対し、より有益な情報を提供して、法執行当局における提供情報の活用促進を図ることを目的に、関係法執行当局と随時意見交換を行ないました。

特定金融情報データベースシステムの整備状況

疑わしい取引の届出件数は年々大きく増加しており、このような大量の疑わしい取引に関する情報を効率的に整理・分析し、迅速に捜査機関等に提供するため、当該データベースシステムへの入力事務の効率化を図る機能等を追加しました。

外国 FIU との協議及び国際会議等への参画状況

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に対する国際的な監視体制の強化を図るため、F A T F における 40 の勧告（F A T F が策定したマネー・ローンダリング対策の国際的な基本的枠組み）の実施状況の監視等に積極的に関与するとともに、平成 16 年 1 月にはワーキンググループの会議を日本にて開催し、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策における国際的な評価基準の策定に積極的に参画しました。

また、外国 F I U との情報交換を円滑に行うため、情報交換の枠組みについて外国 F I U と積極的に協議を行い、平成 15 年 12 月には大韓民国 F I U との間で、情報交換取極を締結しました。

（ 2 ） 評価

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を対象となる金融機関等の範囲を拡大して、各地で実施し、「疑わしい取引の届出制度」についての金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も下表のとおり増加し、情報の質も一定の向上が見られるところです。

特定金融情報データベースシステムについては、疑わしい取引の届出件数が大幅に増加しており、大量の情報を整理・分析した後、迅速に捜査機関等に提供するため、当該システムに事務の効率化に資する新しい機能を追加しました。また、法執行当局に対してより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と随時、意見交換を行いました。さらに、国際会議における議論に積極的に参加するとともに、外国 F I U との情報交換枠組み協議を進めており、外国の機関と連携して国際的なマネ

ー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に努めました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えます。

【資料1 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）】

暦年（1～12月）	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
届出件数（件）	5	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768

（注）1996年1月から2000年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、2000年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出である。

6. 今後の課題

- （1）疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- （2）大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等が金融庁から提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。また、平成17年度において、届出情報をデータベース化し分析するために活用している現行システムの維持、運用及び処理能力を高めるとともに、増加する届出件数に対応するため、予算（機構定員）要求を行う必要があります。
- （3）マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もF A T F等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国F I Uとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向け成果が上がっています（疑わしい取引の届出件数は年々増加し、情報の質にも向上が見られる）が、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議に積極的に参加する）必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」施行に向けた広報活動状況、金融機関等との意見交換会の開催状況、法執行当局との意見交換会開催状況及び国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の実施への貢献状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・各業界との意見交換会の開催状況
- ・法執行当局との意見交換会の開催状況
- ・外国F I Uとの連携や国際会議における連携・協力の実施状況

10．担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室